

3 対象者の要件

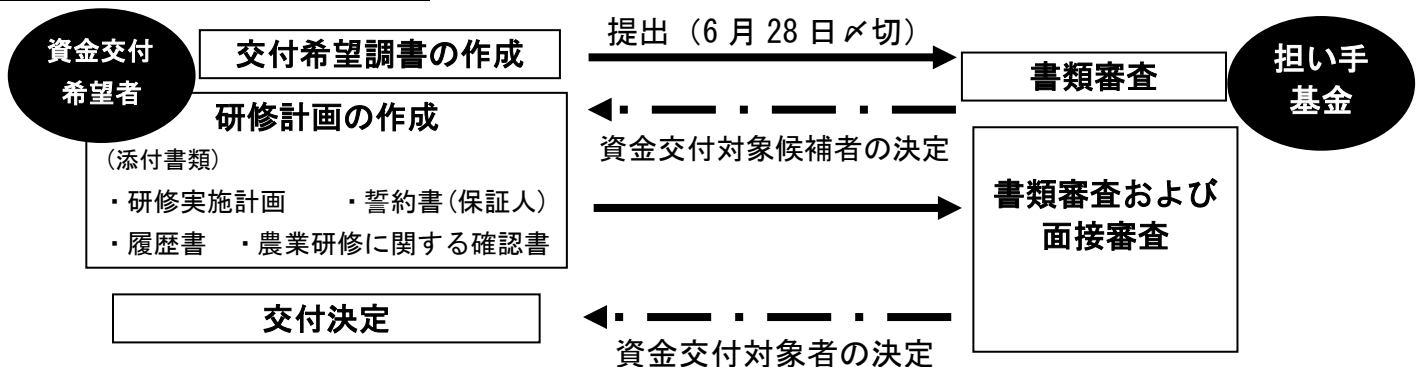
- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
 - (2) 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
 - (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ①対象となる研修先で概ね1年以上（年間1200時間以上）研修する
 - ②先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a：先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b：先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
 - c：先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと
 - (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
 - (5) 原則として生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
 - (6) 滋賀県内で研修もしくは就農を行うこと
- ※ ・原則として平成29年4月以降の研修カリキュラム・研修の記録等が明確な研修をしている方を資金交付対象とします（個々の状況により判断します）。
- ・すでに研修を開始している方であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は対象となります。
- ※ 要件を満たしていても予算に限りがあるため資金交付対象者とならない場合があります。

☆交付資金は以下のいずれかにあてはまる場合は一部または全額返還となります。

- 研修状況の報告を行わない場合や、適切な研修をしていない場合
- 研修終了後1年以内に、原則45歳未満で就農（独立・自営就農、雇用就農、親元就農）しなかった場合
親元就農については、5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合は返還の対象となります。
- 資金交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農または雇用就農または親元就農を継続しない場合

等

4 交付決定までの手続き



※交付決定後は、半年ごとに「交付申請書」および「研修状況報告書」を、就農後5年間は「就農状況報告」を必ず提出いただきます。

手続きの詳細等は、当基金ホームページ(<http://www.shiganou.com/>)にてご確認ください。